

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説 改正概要

- 1 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」等を踏まえた措置について
「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」（平成年20年4月 閣議決定）及び「ガイドラインの共通化の考え方について」（平成20年7月 内閣府）を踏まえ、プライバシーポリシーの記載事項、見直し規定の追加及び文言の整理を行うもの。
- 2 不払い者等情報（ガイドライン第27条関係）
第27条に規定のある電気通信事業者間で交換できる情報として、「不払い者情報」に加え、「契約者確認の求めに応じなかった者の情報」を追加。

【改正の理由】

他の事業者において、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づく契約者確認に応じなかったことにより利用停止となった者と契約を締結した結果、同様に本人確認ができなくなってしまうケースが増加し、料金請求ができないことが問題となっているばかりか、匿名携帯電話の発生などにもつながっているため。

- 3 迷惑メール等送信に係る加入者情報（ガイドライン第15条関係）

第15条の解説に、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第29条が、ガイドライン第15条（個人情報について、法令に基づく場合等を除き、本人の同意がなければ第三者提供は不可）における「法令」であることを明記するもの。

【改正の理由】

迷惑メール対策のために、電気通信事業者に対して同条に基づく照会が行われていることから、ガイドラインにおいて法の適用関係者の明確化を図るため。